

## 2-1 <省エネ適合性判定> 建築物エネルギー消費性能適合性判定 (一戸建て・共同住宅等) 業務手数料

1/2

### <新規：住宅建築物に係る判定料金>

(1) 一戸建ての住宅の判定料金 (増築の場合、複合建築物で一住戸の場合も含む)

単位：円/税込

		手数料
一戸建ての住宅	確認申請がUDIの場合	33,000
	確認申請が他機関の場合	39,600

(2) 共同住宅等の判定料金 (増築の場合も含む)

建築物全体：基準額+住戸単価×住戸数M+共用部料金

単位：円/税込

(住戸部分)	住戸数	手数料
住戸部分の全戸数 (住戸)	2～10戸以下	39,600 + 9,240 × M
	11～30戸以下	79,200 + 5,280 × M
	31戸以上	158,400 + 2,640 × M
(共用部分)	床面積	手数料
共用部分の床面積 (共用部)	300㎡以内	39,600
	300㎡超～1,000㎡以内	66,000
	1,000㎡超～5,000㎡以内	132,000
	5,000㎡超	198,000

- ・変更料金は、直前の評価をUDIが行っている場合は、1回の変更につき、上表申請料金の60%の額とし、他機関の場合は100%とします。
- ・寄宿舎については居室数をMとします。また、交付される評価書の数は建物形状によります。
- ・変更の場合で、計算方法の変更する場合は上表の申請料金となります。

### <軽微変更該当証明(ルートC)：住宅建築物>

(1) 一戸建ての住宅の料金 (増築の場合、複合建築物で一住戸の場合も含む)

単位：円/税込

		手数料
一戸建ての住宅	確認申請がUDIの場合	16,500
	確認申請が他機関の場合	19,800

(2) 共同住宅等の料金 (増築の場合も含む)

建築物全体：基準額+住戸単価×住戸数M+共用部料金

単位：円/税込

(住戸部分)	住戸数	手数料
住戸部分の全戸数 (住戸)	2～10戸以下	19,800 + 4,620 × M
	11～30戸以下	39,600 + 2,640 × M
	31戸以上	79,200 + 1,320 × M
(共用部分)	床面積	手数料
共用部分の床面積 (共用部)	300㎡以内	19,800
	300㎡超～1,000㎡以内	33,000
	1,000㎡超～5,000㎡以内	66,000
	5,000㎡超	99,000

- ・寄宿舎については居室数をMとします。また、交付される評価書の数は建物形状によります。

## 2-1 <省エネ適合性判定> 建築物エネルギー消費性能適合性判定 (一戸建て・共同住宅等) 業務手数料

2/2

### <複合建築物に係る評価料金（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）>

住宅建築物に係る評価料金と非住宅建築物に係る評価料金を合わせた額とします。  
併用住宅については、複合建築物となります。『非住宅B類』をご確認ください。

### <その他>

単位：円/税込

	手数料
通知書等再交付	6,600
取り下げ届 (既に受理・契約した申請料金は返金できません)	0

通知書等とは、適合判定通知書と軽微変更該当証明になります。